

平成30年 第3回八幡浜市農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成30年3月1日(木) 13時30分

2. 場 所 八幡浜庁舎 5階 全員協議会室

3. 出席委員

○農業委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	川本 英治	2	木下 弘一	3	岡 善男
4	樋 田 都	5	森 博文	6	河野 誠子
7	矢野 彰	8	正本 勝彦	9	欠席
10	松良 公人	11	大本 定一	12	長岡 由紀
13	萩森 敏久	14	二宮 政明	15	若松 勲
16	橋岡 武志	17	土居 敬幸	18	欠席
19	欠席				

○農地利用最適化推進委員

11番 比企 義一委員

○出席職員

事務局次長 岡本 正洋

事務局 阿部 真土、井上 義雅

○欠席委員

9番 鎌田 長和委員

18番 清水 稔委員

19番 柴田 紳一郎委員

4. 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人選出

第3 付議案件について

議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について 2件

議案第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見に

	ついて	1 件
議案第 11 号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認 について（所有権移転）	7 件
議案第 12 号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認 について（利用権貸借）	36 件
報告第 2 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による届出等について	5 件
追加議案第 13 号	農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する別段面積の設 定について	1 件

第 4 協議・連絡事項

- ・平成 29 年賃借料情報について
- ・平成 30 年度農地利用状況調査（農地パトロール）について
- ・平成 30 年第 4 回農業委員会総会について

5. 会議の概要

事務局次長 ただいまから、平成 30 年第 3 回八幡浜市農業委員会総会を開会致します。

 本日の出席委員は 19 人中、16 人で総会成立の定足数に達しております。

 欠席委員は「9 番、鎌田 長和委員」、「18 番、清水 稔委員」、「19 番、柴田 紳一郎委員」の 3 人です。

 それでは、二宮会長から招集のご挨拶を申し上げます。

 （二宮会長挨拶）

議 長 それでは議事に入る前に、議事録署名人の選出を行いたいと思いま
す。こちらで指名してよろしいでしょうか。

 （異議なし）

議 長 それでは議事録署名人に「1 番、川本 英治委員」、「2 番、木下 弘
一委員」を指名します。

議 長 それでは付議案件に入ります。
 議案第 9 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程
致します。

番号 3、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは議案第 9 号、番号 3 について説明します。

農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「99 m²」、議案書 1 ページには〇〇〇〇から〇〇〇〇まで、議案書 2 ページには〇〇〇〇から〇〇〇〇までを記載しています。計 14 筆、「22,111 m²」、3 条無償移転です。

譲渡人〇〇〇〇、〇〇〇〇。

譲受人〇〇〇〇、〇〇〇〇。

申請事由としては、譲渡人は「農業後継者〇〇〇〇に農地を一括して贈与するものです」。譲受人は「〇〇〇〇この度就農したので、農地の贈与を受け農業経営に励みたい」であります。

譲受人の経営面積「232 a」。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。

議長

地元委員の説明を求めます。

8 番

番号 3 を説明します。

〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんは、〇〇〇〇になります。それで、〇〇〇〇さんですけれども、〇〇〇〇されております。

そういうことで、〇〇〇〇に贈与されたと捉えられたらと思います。以上でございます。

議長

ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員

(意見、質問等なし)

議長

ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員

(異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号 4、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは番号 4 について説明します。

農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「181 m²」、議案書 2 ページには〇〇〇〇から〇〇〇〇まで、議案書 3 ページには〇〇〇〇を記載しています。計 9 筆、「12,870 m²」、3 条無償移転です。

譲渡人〇〇〇〇、〇〇〇〇。

譲受人〇〇〇〇、〇〇〇〇。

申請事由としては、譲渡人は「農業後継者である息子に農地を一括して贈与するものです」。譲受人は「農地の贈与を受け一層農業経営に励みたい」であります。

譲受人の経営面積「0 a」。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 1 番 番号 4 を説明します。

〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは、親子関係でありまして、〇〇〇〇ですが、〇〇〇〇それで、地域の住民ともコミュニケーションをとりながら次世代の農業をするということで頑張っております。

よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

- 委員 (異議なく承認)
- 議長 それでは承認することと致します。
- 議長 続きまして、議案第 10 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」
番号 2、事務局の説明を求めます。
- 事務局 それでは議案第 10 号、番号 2 を説明します。
農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「197 m²」、所有権移転です。
譲渡人〇〇〇〇、〇〇〇〇です。
譲受人〇〇〇〇、〇〇〇〇です。
転用目的「住宅用地」。転用理由「子供の成長に伴い、現住居が手狭となったため、申請地を譲り受けて自己住宅を新築したい」とのことです。
参考資料の 1 ページ位置図をごらんください。
申請地は、〇〇〇〇に位置しており、都市計画用途地域の「準工業地域」にあります。このことから、申請地の農地区分は農地法運用通知により都市計画法に規定する地域内農地に該当するため「第 3 種農地」となります。この「第 3 種農地」の転用は、同通知により、原則許可をすることができることから、本案件は転用の確実性や周辺の営農状況に支障等に特段問題がなければ、許可できるものと考えます。
参考資料の 2 ページから 4 ページまでに地番地目図及び図面等を掲載しています。
以上です。
- 議長 地元委員の説明を求めます。
- 5 番 番号 2 について説明します。
〇〇〇〇で、現在新興住宅地みたいになっておりまして、農地はほとんど少ない感じで、〇〇〇〇に家を建てるといことですので問題はないと思いますので、よろしくお願ひします。
- 議長 ただいまの説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、議案第 11 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地
利用集積計画の承認について」、「所有権移転」
番号 2、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 11 号、番号 2 について説明します。
農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,007 m²」です。
所有権を移転する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。
所有権の移転を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「346 a」、
売買価格〇〇〇〇。
以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

1 番 番号 2 を説明します。
〇〇〇〇は、〇〇〇〇さんがしている会社で、〇〇〇〇さんです。
それに加えて〇〇〇〇農業をされていて、まだ、人手があるのではない
かと思います。
別段問題ないと思いますので、よろしくお願ひします

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ
いせんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号 3、事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 3 について説明します。
農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,979 m²」。
所有権を移転する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。
所有権の移転を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「261 a」、
売買価格〇〇〇〇。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

3 番 番号 3 を説明します。
〇〇〇〇さんは、〇〇〇〇歳、高齢でございます。
〇〇〇〇さんは、ここ一、二年、〇〇〇〇さんの山をあたって、耕
作されていたようでございます。
2 反弱ということで、金額は〇〇〇〇と非常に安いような考えがあ
りますけども、〇〇〇〇さんに現場を行っていただきまして、園の状
態とか、作道で荷出しをされているということで、値段は〇〇〇〇と
いうことでお互いが折り合いをつけたということでございます。
〇〇〇〇ということで、バリバリの青年ということで問題はないと
思いますので、よろしく願います。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ
いませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号 4、事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 4 について説明します。

農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,410 m²」、外 2 筆、計「2,463 m²」。

所有権を移転する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

所有権の移転を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「192.6 a」、売買価格〇〇〇〇。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

5 番 番号 4 を説明します。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへ土地を売るわけですが、〇〇〇〇さんは、現在〇〇〇〇歳前ぐらいで、〇〇〇〇に住んでおられます。〇〇〇〇に住んでいますが、〇〇〇〇でございまして、ずっと作っておられました。

それで、数年前に〇〇〇〇さんの〇〇〇〇柿山と野菜畑を作っておりました。

そして、〇〇〇〇ということで、よう作れないから、〇〇〇〇さんに売って下さいということで成立しました。

値段が、〇〇〇〇と少し高めですが、〇〇〇〇ということでそれで話がついた感じでございます。以上です。

別に問題はないと思いますので、よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号 5 から 7 まで、一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 5 から 7 まで一括して説明します。

番号 5、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「415 m²」、

外1筆、計「481 m²」。

所有権を移転する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

所有権の移転を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「345 a」、
売買価格〇〇〇〇。

番号6、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「927 m²」、
外2筆、計「1,773 m²」。

所有権を移転する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

所有権の移転を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「100.3 a」、
売買価格〇〇〇〇。

番号7、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「2,688 m²」。

所有権を移転する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

所有権の移転を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「227.5 a」、
売買価格〇〇〇〇。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

8 番 番号5から7までを説明します。

まず、番号5です。〇〇〇〇さんの畑ですが、去年までは別の方が
作っておられました。この際ですから幾らでもというので、売買した
いということを探しておりましたところ、この〇〇〇〇さんと〇〇〇
〇さんとは〇〇〇〇ということ、〇〇〇〇さんぜひ売買の方お願い
しますということ、こういうことで話がまとまっております。

金額的にはちょっと安いんですけど、これに関しては、以後、〇
〇〇〇ということ、それを含んだ値段となっております。

次に、番号6、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇なるんです
が、条件的にはまあまあ所ではあるんですが、金額ちょっとお高め
の〇〇〇〇ということお互いが納得されましたので、お互い納得さ
れていることをこちらがとやかくいうこともありませんのでお任せ
しております。

それから、番号7ですけども、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんですが、
この畑に関しても別の方が以前は作られていたのですが、〇〇〇〇こ
とで、買い手を探していたところ、〇〇〇〇さんが隣の畑を所有して
いまして、金額〇〇〇〇で売買の話がまとまっております。

以上です。よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ

いませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、番号 8、事務局の説明を求めます。

事務局 番号 8 について説明します。
農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「556 m²」。
所有権を移転する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。
所有権の移転を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「139 a」、
売買価格〇〇〇〇。
以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

推進委員

11 番

番号 8 を説明します。
〇〇〇〇さんですが、〇〇〇〇ということもありまして、面積を減らしております。
〇〇〇〇さん、住所は〇〇〇〇で、実家が〇〇〇〇さんの近所にあります。その実家の方へ園内作業道をつけたいということで売買の話しがまとまりました。
金額はかなり安いんですが、〇〇〇〇、その分安くなっております。外もあたっているので問題ないと思います。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

- 委員 (異議なく承認)
- 議長 それでは承認することと致します。
- 議長 続きまして、議案第 12 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、「利用権貸借」番号 36、事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第 12 号、番号 36 を説明します。
農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「893 m²」、外 5 筆、計「8,460 m²」、新規の使用貸借です。
利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。
利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「172.8 a」、期間「4 年 11 カ月」。
以上です。
- 議長 地元委員の説明を求めます。
- 3 番 番号 36 を説明します。
この園地ですけれども、〇〇〇〇さんの近くの方が〇〇〇〇耕作されていましてけれども、〇〇〇〇ということで、十分な園地管理ができないということで辞退をされました。
そこで、〇〇〇〇さんが次に園地管理して頂く方を探しておりましたところ、〇〇〇〇さんが無償ということであたってみましょうということで、〇〇〇〇です。〇〇〇〇で十分元気にやっておられますので、園地管理が出来て問題ないと思いますので、ご承認の程、よろしく申し上げます。
- 議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委員 (意見、質問等なし)
- 議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号 37 から 43 まで、一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 37 から 43 まで、一括して説明します。
番号 37、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「96 m²」、外 2 筆、計「3,117 m²」、新規の賃貸借です。
利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。
利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「137.5 a」、賃借料〇〇〇〇、期間「4 年 11 カ月」。
番号 38、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「747 m²」、外 1 筆、計「1,742 m²」、新規の賃貸借です。
利用権を設定する者〇〇〇〇。
利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「345 a」、賃借料〇〇〇〇、期間「1 年 11 カ月」。
番号 39、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「673 m²」、新規の賃貸借です。
利用権を設定する者〇〇〇〇。
利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「194 a」、賃借料〇〇〇〇、期間「1 年 11 カ月」。
番号 40、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「3,446 m²」、外 4 筆、計「7,395 m²」、新規の賃貸借です。
利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。
利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「323.2 a」、賃借料〇〇〇〇、期間「4 年 11 カ月」。
番号 41、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「679 m²」、外 1 筆、計「1,164 m²」、新規の賃貸借です。
利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。
利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「235.9 a」、賃借料〇〇〇〇、期間「4 年 11 カ月」。
番号 42、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「45 m²」、外 3 筆、計「1,991 m²」、新規の賃貸借です。
利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。
利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「126.5 a」、賃借料〇〇〇〇、期間「9 年 11 カ月」。

番号 43、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,133 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「162.1 a」、賃借料〇〇〇〇、期間「4年 11 カ月」。

以上です。

議 長

地元委員の説明を求めます。

8 番

番号 37 から 43 までを順番に説明します。

番号 37、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さん〇〇〇〇になります。

〇〇〇〇さん、高齢で後継者もないということで、作り手を探していたところ、たまたま、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇歳ぐらいになられる息子さんが、遠方から帰ってきて農家を試してみようかということで、決まりました。

番号 38、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さん、その下の〇〇〇〇さん、これに関しては別の方が作っておられたんですが、もう畑をすることが出来ないの返しますということで、作り手を探していましたところ、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんとも、その畑の隣接した農地がありまして、このような形でまとまっております。

それから番号 40、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、これに関しては、〇〇〇〇さんが高齢で後継者もないということで、農地を縮小したいということで、親戚関係にある〇〇〇〇さん、親子で大変熱心な農家ですが、面積的にも今現在でも 323 a であり、これを合わせますと 4 町ほどになってしまうんですけど、がんばってやってくれるものと信じております。

それから番号 41、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、この〇〇〇〇です。この方も高齢で、面積を縮小したいということで作り手を探していましたところ、〇〇〇〇、ここが近所に畑があつて、話がまとまっております。

それから番号 42、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんは、〇〇〇〇ということで畑を縮小したいということです。

〇〇〇〇さんですけども、去年から、〇〇〇〇就農された方で、一生懸命やっている姿を、情報が〇〇〇〇さんに入って、ぜひ、〇〇〇〇〇に畑をあてたいということで、状態もまともな、お金も取れる畑ではあるんですけど、ここに書いてあるとおり〇〇〇〇で構わないということで話がまとまっております。

番号 43、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇くん。〇〇〇〇さんも高齢で、面積を縮小したい。

それから、〇〇〇〇くんは、一昨年〇〇〇〇に就農されて、〇〇〇〇〇ということになりますが、一カ所ぐらいなら面積増やして、今作っている畑の老木を改植したいということでこういう話でまとまっております。

以上です。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号 44 から 60 まで、事務局の説明を求めます。

事 務 局

番号 44 から 60 まで、一括して説明をします。

番号 44、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「915 m²」、外 2 筆、計「1,442 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「61.7 a」、賃借料〇〇〇〇、期間「9 年 11 カ月」。

番号 45、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「757 m²」、新規の使用貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「176.7 a」、期間「4 年 11 カ月」。

番号 46、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,529 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「141.3 a」、賃借料〇〇〇〇、期間「4 年 11 カ月」。

番号 47、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,399 m²」、外 1 筆、計「2,279 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「237.3 a」、賃借料〇〇〇〇、期間「4 年 11 カ月」。

番号 48、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,751 m²」、外 1 筆、計「2,038 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「100.1 a」、賃借料〇〇〇〇、期間「4 年 11 カ月」。

番号 49、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「291 m²」、外 1 筆、計「1,044 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「100.1 a」、賃借料〇〇〇〇、期間「8 年 11 カ月」。

番号 50、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「425 m²」、外 7 筆、計「2,415 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「259.8 a」、賃借料〇〇〇〇、期間「9 年 11 カ月」。

番号 51、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「521 m²」、外 1 筆、計「623 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「85.2 a」、賃借料〇〇〇〇、期間「4 年 11 カ月」。

番号 52、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「90 m²」、外 2 筆、計「653 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「50.2 a」、賃借料〇〇〇〇、期間「4 年 11 カ月」。

番号 53、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「613 m²」、外 1 筆、計「1,339 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「50.2 a」、賃借料〇〇〇〇、期間「9 年 11 カ月」。

番号 54、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,040 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「161.8 a」、賃借料〇〇〇〇、期間「4年11カ月」。

番号 55、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「909 m²」、外 2 筆、計「3,691 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「17.8 a」、賃借料〇〇〇〇、期間「9年11カ月」。

〇〇〇〇の経営面積は 50 a を下回っておりますが、今回借入れをする農地面積を合わせますと下限面積の要件を満たすため、問題はございません。

番号 56、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「533 m²」、外 1 筆、計「791 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「17.8 a」、賃借料〇〇〇〇、期間「平成 31 年 1 月 31 日まで」。

番号 57、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「851 m²」、外 3 筆、計「2,890 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、賃借料〇〇〇〇、期間「4年11カ月」。

〇〇〇〇の経営面積は「0 a」となっておりますが、父〇〇〇〇の所有する農地約 190 a を耕作しているため経営改善計画書の提出は求めておりません。

番号 58、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「2,468 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「101.6 a」、賃借料〇〇〇〇、期間「4年11カ月」。

番号 59、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「3,108 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「277.8 a」、賃借料〇〇〇〇、期間「9年11カ月」。

番号 60、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「245 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「210.3 a」、
賃借料〇〇〇〇、期間「2年11カ月」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

- 11番 番号44を説明します。
〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんは、〇〇〇〇ということで今頑張っておられます。問題ないかと思えます。
番号45、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇自分で耕作できないということで友人の〇〇〇〇さんがあたることになっております。これも問題ないかと思えます。
番号49、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんですけども、〇〇〇〇さんは、〇〇〇〇ということで、〇〇〇〇さんをお願いして耕作してもらうようになりました。
番号50、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんですけども、親戚関係になりまして、これも〇〇〇〇さんをお願いして、〇〇〇〇さんに作ってくださいということで頼まれたみたいです。
番号51、〇〇〇〇さんは、〇〇〇〇におられまして、自分で耕作できないので〇〇〇〇さんをお願いするというのでまとまりました。
番号52、同じく〇〇〇〇さんですけど、借り手の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇をしまして、面積を広げるように自分で考えておられました。そこで、ちょうど、小作でいけるところができましたので、経営面積の拡大ということで今回の契約になりました。
番号53、同じように〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さん、〇〇〇〇で面積を広げたいということで小作をやります。
番号54、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんなんですけども、〇〇〇〇におられまして、耕作はできないということで、知り合いの〇〇〇〇さんをお願いしたところでは。

- 10番 番号46から説明します。
番号46、47、48の〇〇〇〇さんですけど、数年前から畑を縮小しています。後継者もないということで、〇〇〇〇。
番号46、〇〇〇〇さんですけども、ちょうど〇〇〇〇さんの畑が〇〇〇〇さんの倉庫の前ということで、非常に便利がいいということで今回こういうことになりました。
番号47、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんの畑をずうっと前から何カ所

かあたっておりました、〇〇〇〇さんの番号 47 の畑が隣になるということで、〇〇〇〇さんに話がいったということです。

番号 48、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇の方です。

〇〇〇〇さんの畑は割と〇〇〇〇行きづらい畑だと思っていたのですが、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇になってきましたので、今回ぜひ作ってくれということになりました。

番号 55、〇〇〇〇さんですが、高齢で、数年前から畑を縮小しています。

借り手の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんは高齢ですが、〇〇〇〇が去年から帰ってきて手伝っております。

番号 55 の畑の隣の畑を昨年より少し作らせてもらっているということで、今回まとまった畑を貸してもらえるとということで話がまとまりました。

番号 56、〇〇〇〇さんですが、借り手の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇番号 55 とちょうど隣同士で、まとまって結構な面積になるということで話がまとまっております。

番号 57 から 60 まで、〇〇〇〇さんの畑ですが、〇〇〇〇。

で、何とかしてもらえませんかということで、お願いしたところ親戚にお願いしてみるとということで番号 57 の〇〇〇〇さん、親戚関係にはなるんですけど、作ってもらうことになりました。

番号 58、〇〇〇〇さんも〇〇〇〇さんと〇〇〇〇になります。〇〇〇〇さんもバリバリ元気な農家さんです。

番号 59、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇代のバリバリ現役の方です。

廃園寸前ということで、〇〇〇〇ということになっております。これは話し合いで決まっております。

〇〇〇〇さんの〇〇〇〇というのは、ここが一番廃園の進行がすごくて、ほとんどの樹を切らないと復活は無理だろうということでここは〇〇〇〇ということになっております。

番号 60、〇〇〇〇さん、ここの面積はちょっとだけですが、その上にまとまった畑がありまして、昨年より〇〇〇〇さんがあたっておりましたので今回ついでにそこもお願いしますということで、作ることになりました。

以上でございます。

議 長

ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、番号 61、事務局の説明を求めます。

事務局 番号 61 を説明します。
農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「2,449 m²」、新規の使用貸借です。
利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。
利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、経営面積「196.3 a」、期間「8年 11 カ月」。
以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

14番 番号 61 を説明します。
この案件については、昨年、新規で契約を結んだんですが、〇〇〇〇さんは入院されていて、〇〇〇〇が昨年から農業をされているんですが、〇〇〇〇というので新規の契約を結びたいという話になりましたのでそういうことになりました。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

8番 これは、〇〇〇〇をしたものですか。
〇〇〇〇にしてくれというものですか。

14番 〇〇〇〇。
一応、合意解約しての新規ということになります。

議長 その他に、ご意見、ご質問ございませんか。

- 委員 (意見、質問等なし)
- 議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委員 (異議なく承認)
- 議長 それでは承認することと致します。
- 議長 続きまして、番号 62 から 71 までの再設定、事務局の説明を求めます。
- 事務局 番号 62 から 71 まで説明します。
番号 62、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「368 m²」、再設定の賃貸借です。
利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。
利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「290.8 a」、賃借料〇〇〇〇、期間「9 年 11 カ月」。
以降、番号 63 から 71 までにつきましても、再設定のため説明を省略します。
以上です。
- 議長 再設定のため地元委員の説明を省略します。
- 議長 番号 62 から 71 まで、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委員 (意見、質問等なし)
- 議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委員 (異議なく承認)
- 議長 それでは承認することと致します。
- 議長 続きまして、報告第 2 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出等について」
番号 3 から 7 まで、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは報告第 2 号、番号 3 から 7 まで、一括して説明します。
番号 3、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「99 m²」、
外 13 筆、計「22,111 m²」です。
賃貸人〇〇〇〇、〇〇〇〇。
賃借人〇〇〇〇、〇〇〇〇。
解約の理由「農業後継者〇〇〇〇が就農したので、〇〇〇〇所有農地を贈与したく本契約を解除するものです」であります。
番号 4、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「927 m²」、
外 2 筆、計「1,773 m²」です。
賃貸人〇〇〇〇、〇〇〇〇。
賃借人〇〇〇〇、〇〇〇〇。
解約の理由「売買契約を締結するため」であります。
番号 5、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,751 m²」、
外 1 筆、計「2,038 m²」です。
賃貸人〇〇〇〇、〇〇〇〇。
賃借人〇〇〇〇、〇〇〇〇。
解約の理由「賃貸人より申し出があったため」であります。
番号 6、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「915 m²」、
外 2 筆、計「1,442 m²」です。
賃貸人〇〇〇〇、〇〇〇〇。
賃借人〇〇〇〇、〇〇〇〇。
解約の理由「他の者と貸借契約を締結するため」であります。
番号 7、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「2,449 m²」
です。
賃貸人〇〇〇〇、〇〇〇〇。
賃借人〇〇〇〇、〇〇〇〇。
解約の理由「賃貸人から申し出があったため」であります。
以上です。

議長

報告事項でありますので、以上で終わります。

議長

続きまして、追加議案第 13 号「農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する別段面積の設定について」事務局の説明を求めます。

事務局

それでは議案第 13 号を説明します。
議案書にあるとおり、来年度の別段面積について、川之石地区 30

a、磯津地区 40 a とすることを提案するものです。

参考資料の 1 ページをご覧ください。現在公表している下限面積について掲載しています。

農地法第 3 条の許可要件である下限面積 50 a については、面積の設定が地域の実情に合わない場合には、農地法とその施行規則に基づき、農業委員会の判断で、下限面積を引き下げ、別段の面積を定めることができることとなっています。

また、農林水産省からの通知により、農業委員会では、毎年別段面積の設定又は修正を検討することが求められています。

当市におきましては、現在、磯津地区で 40 a、川之石地区で 30 a の別段面積を設定しております。

この件につきましては次のページをご覧ください。

2015 年の農業センサスに基づく資料により、先ほど農地部会にて検討を頂きまして、結果、平成 30 年度の別段面積は、今年度と同様とすることでご承認いただいております。

以上です。

議長 農地部会を開催しておりますので、部会長より報告よろしくお願ひします。

13 番 本日農地部会を開きまして、下限面積の話を行いました。
この下限面積、川之石、磯津地区につきましては、保内町と八幡浜市が合併する前に下限面積の 30 a、40 a というのがあったということで、それからずっと今まで下限面積 30、40 a が決定されているということです。長い間そうなっているのかなと。

で、双岩地区につきましても 50 a 以下の農家数が 45% という数字になっているんですが、双岩地区から下げてくれという要望もないということです。このままでいったらいいのかなと。

で、2015 年の農業センサスの資料ですので、5 年後にまた、農業センサスの面積がでますので、2020 年に、その時にまた検討したらどうかという意見になりました。

以上です。

議長 ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして協議、連絡事項に移りたいと思います。

(協議事項について説明及び審議)

議 長 それでは以上をもちまして農業委員会総会を終了します。

6. 閉会 14時30分

以上会議の顛末を記録してその相違ないことを証するためにここに署名する。

平成30年3月1日

会 長 二 宮 政 明

議事録署名人 川 本 英 治

議事録署名人 木 下 弘 一